

京情審答申第103号  
平成26年4月9日

京都府教育委員会  
教育長 小田垣 勉 様

京都府情報公開審査会  
会長 山本克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する  
決定について（答申）

平成25年2月22日付け5教職第154号で諮問のあった事案について、次  
とおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った非公開（不存在）決定については、決定を取り消し、別表に記載する公文書を特定の上、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成24年10月4日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 平成24年10月18日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上、同年12月3日、条例第10条第1項及び第2項の規定により別紙2の公文書非公開（不存在）決定処分及び別紙3の公文書公開決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成25年1月30日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記のうち、別紙2の処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成25年2月22日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 寄宿舎指導員採用選考試験について

寄宿舎指導員は、特別支援学校の教育を担う教育職であり、その採用は憲法の理念にのっとり、子どもの発達を保障する専門的力量及び資質を有する志願者を選考し、確保する行為である。寄宿舎指導員の

採用について、保護者及び府民が「どのような教育力量を持った人物を採用してほしいか」の意見を述べ、関与していく道筋が必要である。

寄宿舎指導員採用選考試験は、「選考」によって行われている。「選考」とは「一定の基準と手続」のもとに、志願者の職務遂行能力を測定するものである。選考に当たっては、平等取扱いの原則、恣意的採用の禁止、「雇用の安定」及び身分保障並びに公正、明朗及び適切な選考及び採用の実施の原則が遵守されなければならない。これを実証的に点検し、吟味する上で、情報の公開が不可欠である。

## 2 本件処分について

- (1) 「筆記試験（小論文・一般教養及び職務に関する専門的知識）の問題作成・決定及び採点を行っている機構・メンバーに関する情報（固有名詞を除く。）及び「1次集団面接・2次個人面接の質問内容の作成・決定を行っている機構・メンバーに関する情報（固有名詞を除く。）」を記載した文書（以下「試験問題作成等の機構・メンバー情報文書」という。）について

筆記試験並びに1次集団面接及び2次個人面接が現実に行われていることから、その問題作成者並びに質問内容の決定者及び採点者が必ず存在する。教員採用選考試験については、これらの者に関する文書が公開されている。

よって、寄宿舎指導員採用選考試験についてもその機構とメンバーに関する文書があつて然るべきであり、「不存在」であるとは信じ難い。

特別支援学校の教育を担い、専門性が求められる寄宿舎指導員の採用選考試験において、その専門性を問う内容で問題が作成されているのかを検証するためにも、問題作成等を行っている機構やメンバーに関する情報は重要で、府民の知る権利が保障されるべきである。

- (2) 一般教養及び職務に関する専門知識問題の出題ミスに関わり、出題ミス判明の経過や出題ミスの原因・全員正答扱いにすることによる問題点の検証・府民への公開・今後に向けての改善点（再発防止に向けた方針）に関わる情報を記載した文書（以下「出題ミス関連情報文書」という。）について

今後二度と出題ミス等を起こさないためにも、今回の検証や改善策の検討がなされ、その内容や方向性を示す文書があつて然るべきである。

出題ミスがあったことは事実であり、なぜ出題ミスが起こったか原因を究明すること、さらには全員を正解扱いにした判断が適切であったか検証し、公開することが、公教育の採用選考試験に対する

府民への公正・公平につながり、説明責任を果たすことになる。よって、該当する文書を徹底的に探すべきである。

(3) 寄宿舎指導員をはじめ、臨時の任用及び非常勤教職員経験に対する考慮に関する情報を記載した文書（以下「寄宿舎指導員等経験考慮情報文書」という。）について

教員採用選考試験においては、臨時の任用及び非常勤教職員の経験によって1次試験の一部の試験免除が実施されている。寄宿舎指導員採用選考試験についても、同等の検討がなされているものと考えられる。

(4) 今後の寄宿舎指導員の採用計画に関する情報を記載した文書（以下「寄宿舎指導員採用計画情報文書」という。）について

定年退職者を年齢から特定することができ、正規寄宿舎指導員の今後の予定総数や定数等に關わる何らかの文書が存在すべきと考えられる。特別支援学校の教育を担う寄宿舎指導員の採用計画について、関係する文書が全く存在しないとは考えにくく、定数等を見通す関連文書に幅を広げた情報の公開を求める。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 試験問題作成等の機構・メンバー情報文書について

筆記試験の問題の作成、決定及び採点を行っている機構及びメンバーに関する情報については、寄宿舎指導員採用選考試験は毎年必ず実施するということではなく、年度ごとに翌年試験を実施するかどうかを決めている。そして、教員採用選考試験の特別支援学校分の問題作成の委嘱を行う際に、寄宿舎指導員採用選考試験を行うこととなった場合にはその問題作成もお願いする旨口頭で依頼しているため、公文書としては作成していない。

また、1次集団面接及び2次個人面接の質問内容の作成及び決定を行っている機構及びメンバーに関する情報については、面接試験の質問内容の作成依頼等はしておらず、公文書としては作成していない。

なお、異議申立人が公開されていると主張するのは、教員採用選考試験の第2次試験の教育実践力テストの問題のことと思われるが、教員採用選考試験においても面接試験の質問内容の作成依頼等はしていないため不存在としており、寄宿舎指導員採用選考試験だけが非公開

であるとの批判は当たらない。

## 2 出題ミス関連情報文書について

出題ミスに関して、事後に公文書を作成したということはないため、当該文書は存在しない。また、再発防止に向けての改善点についても、教員採用試験と同様に文書は作成していない。

## 3 寄宿舎指導員等経験考慮情報文書について

教員採用選考試験とは異なり、1次試験での試験免除の実施は全く検討しておらず、文書は作成していないため、存在しない。

## 4 寄宿舎指導員採用計画情報文書について

採用計画を立てる際にその都度見込みを立てて計画を立てているため、今後数年間にわたるような文書は作成しておらず、存在しない。

# 第6 審査会の判断理由

## 1 対象文書について

異議申立人が公開を求めているものは、別紙2の表の「公文書の件名及び内容」欄に掲げる情報を記載した文書である。

## 2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、公開請求内容に該当する公文書の検索が不十分である旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

### (1) 試験問題作成等の機構・メンバー情報文書について

異議申立人は、筆記試験並びに1次集団面接及び2次個人面接が現実に行われていることから、その問題作成者並びに質問内容の決定者及び採点者に関する文書が必ず存在するはずであると主張するので、以下検討する。

実施機関に確認したところ、筆記試験の問題の作成、決定及び採点を行っている機構及びメンバーに関する情報については、寄宿舎指導員採用選考試験は毎年必ず実施するということではなく、年度ごとに翌年試験を実施するかどうかを決めており、教員採用選考試験の問題作成の委嘱を行う際に、特別支援学校の問題作成も口頭で依頼しているとのことであった。

また、1次集団面接及び2次個人面接の質問内容の作成及び決定

を行っている機構及びメンバーに関する情報については、教員採用選考試験と同様、寄宿舎指導員採用選考試験においても面接試験の質問内容の作成依頼はしていないとのことであった。

これらのことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの公文書については、不存在であると考えることが相当である。

## (2) 出題ミス関連情報文書について

異議申立人は、今後二度と出題ミス等を起こさないためにも、今回の検証や改善策の検討がなされ、その内容や方向性を示す文書があつてしかるべきと主張するので、以下検討する。

実施機関に確認したところ、出題ミスに関し、公文書は作成していないとのことであった。

しかし、更に確認したところ、受験者全員に電話でおわびした際の電話対応メモ及び全員正答扱いにした際の検討資料である分析資料を作成しているとのことであった。

これらの文書は出題ミス関連情報文書の一部をなすものと考えられるため、異議申立人の請求の対象に含まれるものと判断する。

以上のことから、実施機関が行った不存在決定を取り消し、別表に記載する公文書のうち「寄宿舎指導員採用選考試験 分析資料」及び「質問対応」を特定の上、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

## (3) 寄宿舎指導員等経験考慮情報文書について

異議申立人は、教員採用選考試験においては、臨時的任用及び非常勤教職員の経験によって1次試験の一部の試験免除が実施されていることから、寄宿舎指導員採用選考試験についても、同等の検討がなされているのではないかと主張する。

実施機関に確認したところ、教員採用選考試験とは異なり、1次試験での試験免除の実施は全く検討しておらず、文書は作成していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この公文書については、不存在であると考えることが相当である。

## (4) 寄宿舎指導員採用計画情報文書について

異議申立人は、定年退職者を年齢から特定することができ、正規寄宿舎指導員の今後の予定総数や定数等に関わる何らかの文書が存在すべきであり、特別支援学校の教育を担う寄宿舎指導員の採用計画について、関係する文書が全く存在しないとは考えにくいと主張するので、以下検討する。

実施機関に確認したところ、採用計画をたてる際にその都度見込みを出して計画をたてているため、今後数年間にわたるような文書は作成しておらず、公文書は存在しないとのことであった。

しかし、更に確認したところ、「寄宿舎指導員の配置状況等について」及び「学校図書館司書 採用等状況（府立高校）」という文書を作成しており、当該年度の寄宿舎指導員及び学校図書館司書の採用に係る判断の材料として使用しているとのことであった。

したがって、これらの文書は寄宿舎指導員採用計画の策定に必要不可欠なものであると考えられるため、異議申立人の請求の対象に含まれるものと判断する。

以上のことから、実施機関が行った不存在決定を取り消し、別表に記載する公文書のうち「寄宿舎指導員の配置状況等について」を特定の上、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

### 3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

なお、請求文書に該当する文書の有無については、別表のとおり、特定すべき文書の存在が明らかとなっており、これらの文書は、本来、原処分の段階で、特定すべきものであった。

実施機関は、今後、情報公開請求の処理に当たっては、公開請求者の意向を十分に斟酌して、的確な文書の特定を行われたい。

参考

審査会の処理経過

| 年 月 日            | 処 理 内 容       |
|------------------|---------------|
| 平成 25 年 2 月 22 日 | 諮問書の受理        |
| 平成 25 年 8 月 15 日 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 平成 25 年 9 月 2 日  | 異議申立人の意見書の受理  |
| 平成 25 年 9 月 20 日 | 第 1 回審査会      |
| 平成 26 年 1 月 27 日 | 第 2 回審査会      |
| 平成 26 年 2 月 17 日 | 第 3 回審査会      |
| 平成 26 年 3 月 17 日 | 第 4 回審査会      |
| 平成 26 年 4 月 9 日  | 答 申           |

<別表>

- 1 「寄宿舎指導員採用選考試験 分析資料」
- 2 「質問対応」
- 3 「寄宿舎指導員の配置状況等について」

(別紙1)

## 公文書公開請求に係る請求内容

- 1 受験者数、1次試験合格者数、名簿登載者数の性別・年代別一覧に関する情報
- 2 筆記試験（小論文・一般教養及び職務に関する専門的知識）の問題作成・決定及び採点を行っている機構・メンバーに関する情報（固有名詞を除く）
- 3 一般教養及び職務に関する専門知識問題の出題ミスに関わり、出題ミス判明の経過や出題ミスの原因・全員正答扱いにすることによる問題点の検証・府民への公開・今後に向けての改善点（再発防止に向けた方針）に関する情報
- 4 筆記試験（小論文・一般教養及び職務に関する専門的知識）の問題、配点、正解、採点基準に関する情報
- 5 1次集団面接・2次個人面接の要項と評価基準、評価区分に関する情報
- 6 1次集団面接・2次個人面接の質問内容の作成・決定を行っている機構・メンバーに関する情報（固有名詞を除く）
- 7 1次集団面接・2次個人面接実施時における面接官用「質問事項（具体例・禁止事項などを含む）マニュアル」「評価記入用紙」に関する情報
- 8 1次集団面接・2次個人面接実施時における面接官用資料に関する情報
- 9 各試験結果（点数・評価）の集計一覧に関する情報
- 10 最終的な合否判定基準に関する情報
- 11 寄宿舎指導員をはじめ、臨時の任用及び非常勤教職員経験に対する考慮に関する情報
- 12 受験年齢制限など受験資格の決定に関する情報
- 13 今後の寄宿舎指導員の採用計画に関する情報

(別紙2)

異議申立ての対象となった処分

| 番号 | 公文書の件名又は内容   | 決定内容     | 該当請求項目 |
|----|--|----------|--------|
| 1  | 筆記試験（小論文・一般教養及び職務に関する専門的知識）の問題作成・決定及び採点を行っている機関・メンバーに関する情報（固有名詞を除く）                                    | 非公開（不存在） | 2      |
| 2  | 一般教養及び職務に関する専門知識問題の出題ミスに関わり、出題ミス判明の経過や出題ミスの原因・全員正答扱いにすることによる問題点の検証・府民への公開・今後に向けての改善点（再発防止に向けた方針）に関する情報 | 非公開（不存在） | 3      |
| 3  | 1次集団面接・2次個人面接の質問内容の作成・決定を行っている機関・メンバーに関する情報（固有名詞を除く）   | 非公開（不存在） | 6      |
| 4  | 寄宿舎指導員をはじめ、臨時の任用及び非常勤教職員経験に対する考慮に関する情報   | 非公開（不存在） | 11     |
| 5  | 今後の寄宿舎指導員の採用計画に関する情報   | 非公開（不存在） | 13     |

(別紙3)

異議申立ての対象となっていない処分

【全部公開】

| 請求項目<br>の番号 | 公文書の件名   |
|-------------|--|
| 1 1         | 受験者数、1次試験合格者数、名簿登載者数の性別・年代別一覧に関する情報                              |
| 2 4         | 筆記試験（小論文・一般教養及び職務に関する専門的知識）の問題、配点、正解、採点基準に関する情報                  |
| 3 5         | 1次集団面接・2次個人面接の要項と評価基準、評価区分に関する情報                                 |
| 4 7         | 1次集団面接・2次個人面接実施時における面接官用「質問事項（具体例・禁止事項などを含む）マニュアル」「評価記入用紙」に関する情報 |
| 5 8         | 1次集団面接・2次個人面接実施時における面接官用資料に関する情報                                 |
| 6 9         | 各試験結果（点数・評価）の集計一覧に関する情報  |
| 7 10        | 最終的な合否判定基準に関する情報   |
| 8 12        | 受験年齢制限など受験資格の決定に関する情報  |